

令和 6 年度

和賀中央農業水利事業

和賀中央地区河川協議図書作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局和賀中央農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

和賀中央農業水利事業 和賀中央地区河川協議図書作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

この業務は、和賀中央地区における水利使用規則の更新に係る河川協議資料の作成を行うほか、中央幹線放水路放流工の河川協議図書作成等を行うものである。

(場 所)

第1-3条

業務位置は、岩手県北上市及び花巻市であり、別紙-1位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 別紙-4に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ② 人的関係
 - 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（一般事項）

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 受注者は、作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

（管理技術者）

第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－8 条

担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条

共通仕様書 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－10 条

受注者は、共通仕様書 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）	農林水産省農村振興局	平成 22 年 7 月 (平成 25 年 9 月一部改正)
2	土地改良事業計画設計基準・設計 水路工	(公社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月
3	河川砂防技術基準（案）同 解説	(公社)日本河川協会	平成 9 年 10 月

(設計作業条件)

第 2－2 条

1. 水利使用規則の対象河川、計画基準年、かんがい面積及び最大取水量等は次のとおりである。

(1) 現行水利使用規則

- ①対象河川 一級河川北上川水系和賀川
- ②計画基準年 昭和 57 年
- ③かんがい面積 上堰 1,577ha
下堰 2,021ha

④最大取水量

期間 区分	しろかき期 4月25日から 5月14日まで	普通かんがい期 5月15日から 9月5日まで	非かんがい期 9月6日から 4月24日まで	年間総取水量
石羽根取水口	10.765 m ³ /s	8.847 m ³ /s	2.165 m ³ /s	118,250 千 m ³

2. 中央幹線放水路放流工

別紙－2 中央幹線放水路放流工平面縦断図のとおり。

(参考図書)

第2－3条

参考図書は、共通仕様書第2－1条によるほか、下表によるものとする。

資料名	発行	制定年月
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月
農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011年版	農林水産省農村振興局 整備部設計課	平成24年3月

(貸与資料等)

第2－4条

本業務における貸与資料は、次のとおりとする。

資料名	備考
国営和賀中央土地改良事業計画書	
北上川水系和賀川における水利使用（変更）河川法第23条及び第24条、第26条に関する申請図書（平成26年2月）	
令和4年度 和賀中央地区河川協議方針検討他業務 報告書	
令和4年度 和賀中央地区事業再評価資料作成業務 報告書	
令和5年度 和賀中央地区河川協議資料作成業務 報告書	

(参考図書、貸与資料の取扱い)

第2－5条

第2－3条及び第2－4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条

本業務における作業項目及び数量は、次表に示すとおりである。

なお、その詳細は、別紙－３作業項目一覧表に示すものとする。

設計作業項目表

作業項目	数量	備 考
I. 水利使用規則更新に係る河川協議資料作成		
1. 計画準備	一式	
2. 河川協議資料作成		
（１）受益面積の整理	一式	
（２）協議図書添付図面の修正	一式	
（３）使用水量の計算	一式	
（４）予備河川協議図書の作成	一式	
3. 点検とりまとめ	一式	
II. 中央幹線放水路放流工に係る河川協議資料作成		
1. 現地調査	一式	
2. 資料の検討	一式	
3. 河川協議図書作成	一式	
4. 点検とりまとめ	一式	

（作業の留意点）

第３－２条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

1. 水利使用規則更新のための予備河川協議図書作成に当たって留意する点は以下のとおりとする。
 - （１）基礎諸元の決定及び使用水量の算定に当たっては、水利権変更協議の予備協議資料となることに留意する。
 - （２）受益面積の整理に当たっては、賦課台帳との整合にも留意するとともに、営農計画との整合にも留意する。
 - （３）渓流水の地区内利用可能量の評価に当たっては、過年度業務の検討結果を十分に踏まえて検討すること。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第２－３条、第２－４条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 設計にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
5. 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

6. 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

・「工事工種の体系化」は

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

（業務の成果品質確保対策）

第3－3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図る。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- 1）設計条件・前提条件
- 2）業務計画の妥当性
- 3）スケジュール
- 4）設計変更内容
- 5）その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

- （2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

4. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

- 第2回 中間打合せ（Ⅰ：使用水量の計算着手段階、Ⅱ：河川協議資料作成の基本方針作成段階）
- 第3回 中間打合せ（Ⅰ・Ⅱ：河川協議予備協議資料作成段階）
- 第4回 中間打合せ（Ⅰ・Ⅱ：河川協議本協議資料作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙－4に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県北上市鍛冶町1丁目11－58 東北農政局和賀中央農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

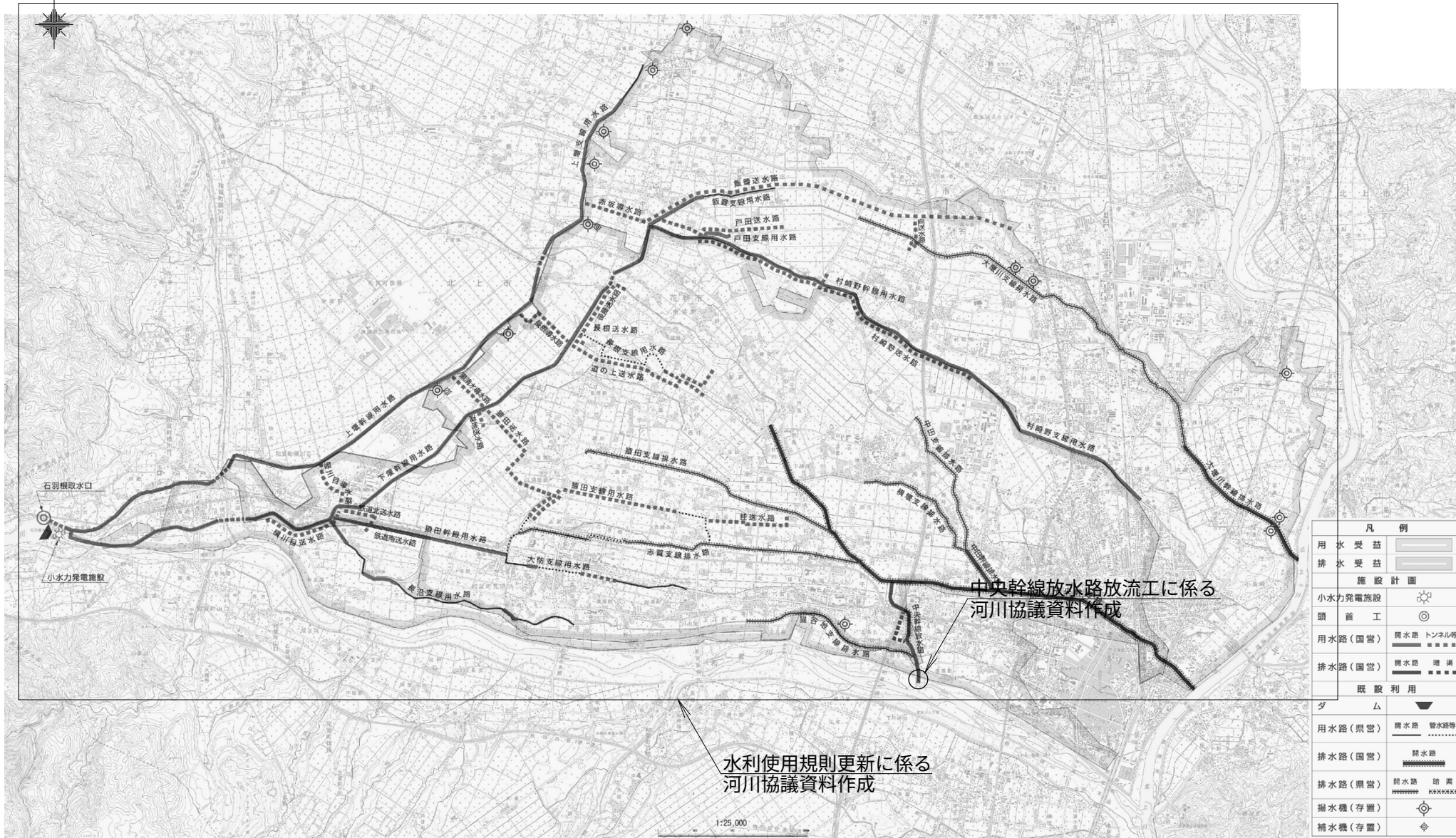
1. 第2－2条に示す「設計作業条件」に変更が生じた場合
2. 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
3. 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間の変更が生じた場合
6. 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
7. 現地調査の結果、補足設計が必要となった場合
8. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



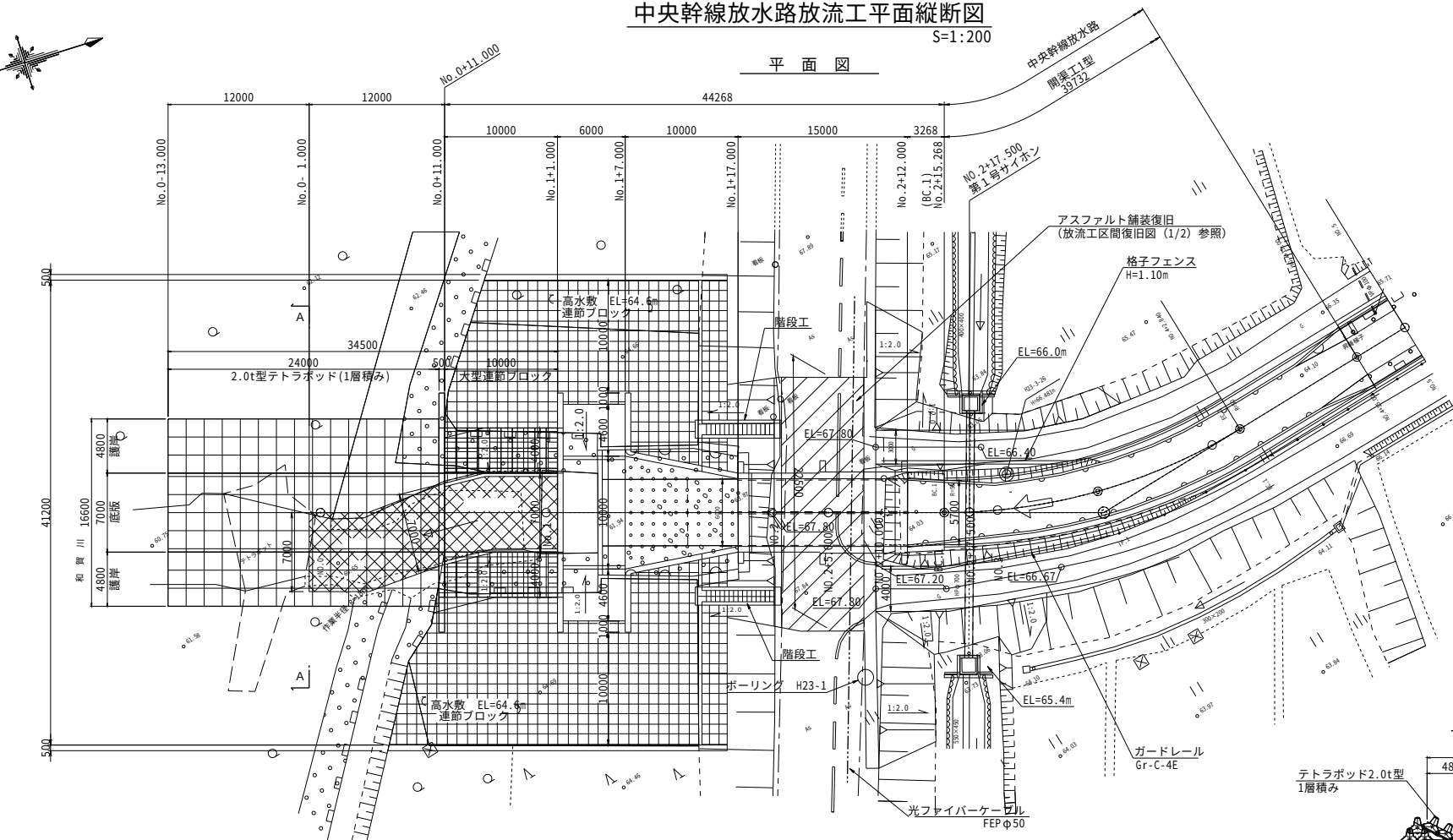
凡 例	
用水受益	
排水受益	
施設計画	
小水力発電施設	
頭首工	
用水路(国営)	開水路 トンネル等
排水路(国営)	開水路 暗渠
既設利用	
ダ	
用水路(県営)	開水路 管水路等
排水路(国営)	開水路
排水路(県営)	開水路 暗渠
揚水機(存置)	
補水機(存置)	

工事名	令和6年度 和賀中央農業水利事業 河川協議図書作成業務		
図面名	位置図		
年月日			
縮尺	図示	図面番号	1
会社名			
事務所名	東北農政局 和賀中央農業水利事業所		

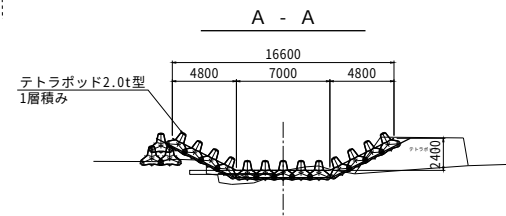
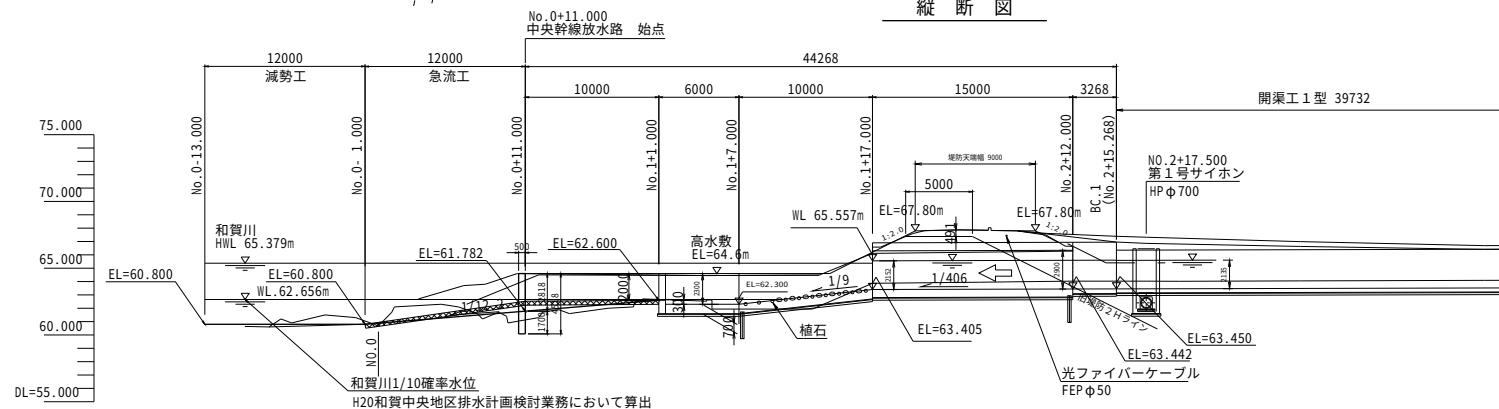
中央幹線放水路放流工平面縦断面

S=1:200

平面図



縦断面図



工 事 名	令和6年度 和賀中央農業水利事業		
図 面 名	河川協議図書作成業務		
作成年月日			
縮 尺	S=1:200	図面番号	2
会 社 名			
事務所名	東北農政局 和賀中央農業水利事業所		

作業項目一覧表

作業項目	作業内容	作業実施欄
Ⅰ．水利使用規則更新に係る河川協議資料作成		
1．計画準備	既存の河川協議資料、過年度業務成果を把握する。	○
2．河川協議資料作成		
（１）受益面積の整理	過年度業務成果で整理した受益面積からＲ６年３月末時点までの転用面積を控除して受益面積の資料を再整理する。	○
（２）協議図書添付図面の修正	転用面積の整理結果を基に、過年度作成した河川協議図書添付図面を修正する。	○
（３）使用水量の計算	上記（１）及び（２）で整理した転用面積を踏まえて使用水量の計算を行う。	○
（４）予備河川協議図書の作成	上記作業に基づき、計画用水系統図を修正するとともに、河川協議変更内容を取りまとめて予備協議及び本協議のための河川協議図書を作成する。	○
3．点検とりまとめ	点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○
Ⅱ．中央幹線放水路放流工に係る河川協議資料作成		
1．現地調査	過年度業務成果確認のため現地調査を行う。	○
2．資料の検討	過年度業務成果及び過年度の協議状況を整理し、河川協議資料作成の方針を決定する。	○
3．河川協議図書作成	上記方針に基づき、予備協議と本協議のための河川協議図書を作成する。	○
4．点検とりまとめ	点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額